

令和5年度第2回 東京都商品等安全対策協議会
議事録

令和5年11月28日（火）
都庁第一本庁舎18階 審議室

午後1時30分開会

○今井主任 開会に先立ちまして、オンラインの操作について説明させていただきます。

雑音やハウリング防止のため、ご発言される時以外は、マイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、カメラについて、もし可能であればオンをお願いいたします。また、音やカメラについて不具合が生じた際には、一旦、会議から退出して再入室を試みていただければと存じます。再入室をしても改善されない場合には、あらかじめお伝えしております電話番号にご連絡をお願いいたします。

折原課長、お願いいたします。

○折原課長 定刻になりましたので、ただいまから令和5年度第2回東京都商品等安全対策協議会を開会いたします。

本協議会の事務局を務めております生活安全課長の折原です。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、本協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の会議につきましては、オンラインによるご出席を基本に実施いたします。何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、まず今回の協議会の出欠状況です。

一般財団法人日本車両検査協会の大柳博明委員ですが、本日所用のためご欠席です。オブザーバーの消費者庁消費者安全課長の小堀厚司様の代理として消費者安全課課長補佐の北島孝紀様にご出席いただいています。よろしくお願いいたします。

それでは、本日、初めてご出席くださいました委員をご紹介します。

警視庁交通部交通総務課交通安全担当管理官の川嶋泰雄委員でございます。よろしくお願いいたします。

○川嶋特別委員 警視庁川嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○折原課長 続きまして、資料の確認をさせていただきます。最初に、本日の協議会の次第と委員等名簿、裏面に事務局職員名簿です。次に、資料1、業界団体等の取組。資料2、自転車用ヘルメットの使用に関するアンケート調査結果。資料3、自転車用ヘルメットの着用に関する検証実験結果。資料4、自転車用ヘルメット等の安全に関する検証実験結果。資料5、自転車用ヘルメットの使用に関する実地調査結果。資料6、自転車用ヘルメットの着用と安全な使用に係る現状と課題。資料7、自転車用ヘルメットの着用と安全な使用に係る今後の取組（提言案）。資料8、今後の協議スケジュール。本日の資料は以上です。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本協議会は公開とさせていただいております。

事務局からは以上です。

それでは、ここからは西田会長に進行をお願いいたします。

○西田会長 東京工業大学の西田です。

それでは、会議次第に従って進行していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

おおむね3時半には終了したいと思っております。ご協力よろしく申し上げます。

早速、議事の1に入りたいと思っております。

まず最初に資料1、業界団体等の取組について、事務局からご説明申し上げます。

○今井主任 生活安全課の今井です。

それでは、資料1、業界団体等の取組について、説明いたします。

こちらは、第1回協議会以降に自転車用ヘルメットに関係する団体に、事務局が書面でヒアリングさせていただいた内容を取りまとめたものになります。各団体の皆様、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、主な事項に絞りまして、ご紹介いたします。

1 ページ目につきましては、資料内容の概要をまとめたものになります。

2 ページ目に移ります。

製造事業者団体の一般社団法人日本ヘルメット工業会の取組となります。自転車用ヘルメットを取り扱っている会員企業につきましては、13社ございます。国内メーカーが販売しているヘルメットのほとんどはSG基準の認証品、または日本自転車競技連盟JCFの公認品/推奨品です。自転車用ヘルメットの耐用年数については、経年変化に伴う劣化等を踏まえ、購入後3年間と定めております。

次に、認証団体であります一般財団法人製品安全協会の取組になります。製品安全協会では、SG基準を策定し、製品の認証を行っています。

3 ページ目をご覧ください。

自転車用ヘルメットの安全対策につきましては、ポスターの作成や日本ヘルメット工業会、JCFと連名でのチラシの作成等を行っております。また、ウェブページやメールマガジンでSGマークつきの商品の紹介や、自転車用ヘルメットに関するQ&Aの発信などをしております。

4 ページ目をご覧ください。

次に、サービス事業者団体である一般社団法人日本シェアサイクル協会の取組となりま

す。シェアサイクルに関する事業者団体として、運営事業者、自転車製造事業者等で構成されています。自転車用ヘルメットの貸出し状況を把握するため、今回ヒアリングいたしました。自転車用ヘルメットの貸出しに関する検討状況ですが、従前からヘルメット着用等のシェアサイクルの安全な使用に関する利用者への啓発広報に努めており、今回の法改正を受けて、一層の着用の啓発を行っております。

また、一部の事業者では、対面窓口でのヘルメットの貸出しを行う一方、利用者に対する調査では、不特定多数の人が借りるヘルメットの着用に抵抗があるとの意見が多いそうです。

5 ページをご覧ください。

今後の検討や方針につきましては、利用者自身が衛生等から利用に積極的ではなく、また安全性の課題等があることから、今後、利用実態や意向、課題等を注視して対応したいとのことでした。その下の参考の説明につきましては、省略させていただきます。

資料1、業界団体の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○西田会長 ご説明ありがとうございました。

業界団体の方で、補足説明等ございますでしょうか。

そうしたら、ないようですので次に進めたいと思います。

次に、資料2の自転車用ヘルメットの使用に関するアンケート調査結果について、事務局からご説明をお願いします。

○今井主任 資料2、ヘルメットの使用に関するアンケート調査結果をご覧ください。特徴的な結果につきましては、1ページ目から3ページまでの概要に示しております。ボリュームが多いので、かいつまんでそれぞれのページでご説明させていただきたいと思います。

まず3ページ、調査概要をご覧ください。

今回のアンケートについては、都に在住する18歳以上に事前の調査で自転車の利用頻度を訪ね、週に1回以上利用すると回答した人2,016人を対象に調査を行いました。

4ページ目、図1をご覧ください。

1の自転車の利用頻度ですが、全体の半数に当たる51.0%が週に4日以上、29.7%が週に2日から3日以上自転車を使用していることが分かりました。

続きまして、5ページ、図2をご覧ください。

こちらは、性年代別の利用頻度を示したものになります。今回のアンケートについては、男女その他で性別を伺い、年代別に人数が均等になるよう割付を行いました。男性に比べ女

性のほうが自転車の利用頻度が高い傾向があり、また男性 40 代の週 4 日以上の割合が高いなどの傾向も見られました。

続きまして、6 ページ、図 3 をご覧ください。

2 の自転車の利用目的ですが、買物など近所の用事が最も多く 59.5%、次いで近距離の通勤、通学等が 24.9%になりました。

続きまして、7 ページ、図 4 をご覧ください。

性年代別の利用目的を見ますと、年代が上がるにつれ、買物などの近所の用事の割合が高く、また若年層ほど近距離の通勤・通学等の割合が高い傾向が見られました。

ページが飛びまして、9 ページ、図 7 をご覧ください。

3 の自転車乗車時の危害・危険経験の実態ですが、過去 5 年以内に自転車を利用しているときにケガをして入院した人は 0.9%、通院が 4.1%、病院に行かなかったが 8.2%と、計 12.3%がケガをしていました。ケガをしそうになった等を含めると、危害・危険経験があった者は合わせて約 4 割でした。

下に移りまして、図 8 に移ります。

危害・危険経験の際に関係した人や物については、自転車単独が約 4 割で最も多くなり、次いで自転車同士が 33.9%、対乗用車が 12.5%でした。

続きまして、10 ページ、図 9 をご覧ください。

危害・危険経験時のヘルメット着用状況ですが、着用していなかったのが 86.1%、ヘルメットを着用していたのは 11.9%といった結果になりました。

下に移りまして、図 10 をご覧ください。

危害経験者がケガをした体の部位は脚が 64.3%で最も多く、次いで腕が 38%でした。また顔が 11.8%、頭は 6.8%といった結果になりました。

11 ページ、12 ページにつきましては、危害・危険経験時の詳細について掲載しておりますが、今回説明は割愛させていただきます。

ページが飛んで 13 ページになります。図 11 をご覧ください。

5 番目の自転車利用時のヘルメットの着用状況等ですが、4 月の法改正に基づく自転車利用時のヘルメット着用が努力義務になっているのを知っている人は 93.2%でした。

下に移りまして、図 12 をご覧ください。

自転車利用時の着用状況は、常にヘルメットを着用しているが 7.9%、時々着用が 7.5%で、合計の着用率は 15.4%でした。また、持っているが着用していないが 6.6%でした。

14 ページ、図の 13 をご覧ください。

性年代別に着用状況を見ますと、男性のほうが女性よりも高く、また年代別では 60 代以上の高齢者層の着用率が高い傾向でした。一方、30 代、40 代では着用率が低い傾向が見られました。

15 ページに移りまして、下の図 15 をご覧ください。

自転車の利用目的別の着用状況を見ますと、サイクリングや仕事のために自転車を利用する人の着用率が高く、一方、近距離の通勤・通学等や近所の用事のために利用する方に対しては、着用率が低い傾向にありました。

16 ページ下の図 17 をご覧ください。

ヘルメットの入手・購入場所は自転車販売店が最も多く 34.9%、次いでインターネット販売サイトが 28.8%でした。

ページが変わりまして、17 ページ、図 18 をご覧ください。

7 の所有しているヘルメットの詳細について、購入金額は 3,000 円から 5,000 円未満が 30.4%、次いで 1,500 円から 3,000 円未満が 28.4%であり、約 6 割が 5,000 円未満でした。

下に移りまして、図 19 をご覧ください。

所有しているヘルメットは 88.3%が自転車用のヘルメットでした。

ページが変わりまして、18 ページ、図 20 をご覧ください。

所有している規格、認証の表示については S G マークが 43.1%、 J C F 公認／推奨マークが 16.8%、 C E マーク (E N 1078) が 12%でした。一方、何も付いていないのが 10.2%でした。

下に移りまして、図 21 をご覧ください。

ヘルメット内側の衝撃吸収材については、内側の大部分を覆っているのが 59.2%と最も多い一方、クッションパッドがついているが 12.8%、衝撃吸収材やクッションパッドがないは 5.1%という結果になりました。

ページ変わりました、19 ページ、図 22 をご覧ください。

所有しているヘルメットの注意表示に関する状況ですが、取扱説明書や本体の注意、警告表示の有無については、いずれも 5 割以上が日本語で表記されたものがあった一方、外国語のみやなかったという回答もございました。

下に移りまして、図 23 をご覧ください。

日本語の取扱説明書や注意・警告表示は、いずれも 8 割以上が全部、または一部、説明内

容を確認したとのことでした。

ページが変わりまして、20 ページ、図 24 をご覧ください。

ヘルメットを着用しない理由や、着用していて感じることについて、着用が面倒と回答した人が最も多く 45.2%を占め、次いで荷物になるが 37.5%、髪型が崩れるが 31.8%と続きました。

ページが変わりまして、21 ページ、図 25 をご覧ください。

ヘルメットを着用しない理由や着用して感じることについて、ヘルメットを着用している、していない層に分けたところ、着用の手間や費用など、差があった項目もございましたが、髪型が崩れる、頭が蒸れたり、熱が籠もるなどについては、大きな差はございませんでした。

ページが変わりまして、22 ページ、図 26 をご覧ください。

ヘルメットの購入・入手において重視した、あるいは重視する点三つにおいては、価格が 60.6%と最も多く、次いでデザインが 46.4%でした。

ページが変わりまして、23 ページ、図 27 をご覧ください。

ヘルメットの購入時において重視する点は、ヘルメットを持っている、いない層で比較した結果になります。

ページが変わりまして、24 ページ、図 28 をご覧ください。

入手・購入した、入手したいヘルメットの種類は、日常用のつばのないヘルメットが最も多く 17.3%、次いで日常用のキャップタイプ、ハットタイプ、つばのあるヘルメットの順になりました。

図 29、30 につきましては、こちらをクロス集計した結果を示しております。

ページが飛びまして、26 ページをご覧ください。図 31 になります。

9 のヘルメットの着用の仕方に関する状況ですが、自転車乗車時のヘルメットを水平にかぶっているのが 70%、一方で前や後ろに傾きぎみにかぶっている人も一定数いました。

下の図 32 をご覧ください。

着用時のサイズ調節について、適切にかぶっているのは 81.0%でした。

ページが変わりまして、27 ページ、図 33 をご覧ください。

着用時のあご紐の調節は、あごとあご紐の間に指 1～2 本分が入るが 58.1%、一方、それよりもきつかったりゆるかったりする人も一定数いました。

28 ページでは、性年代別に見たところ、若年層ほど適切にあご紐の調節している割合が

低い傾向がありました。

ページが移りまして、29 ページ、下の方をご覧ください。図 36 になります。

ヘルメットの着用行動に関するその他の状況ですが、自転車を降りた際のヘルメットの扱いは自転車のかごの中に置くが最も多く 35.2%、次いで、手で運ぶが 21.3%、かばんや袋に収納して持ち運ぶが 15.2%でした。

ページが変わりまして、30 ページ、図 37 をご覧ください。

ヘルメットの交換タイミングは、外側のシェルが劣化した際と回答したものが最も多く 25.5%、一方で、ずっと使えるので替えるつもりはないとの回答も 9.1%ありました。

31 ページの図 38 では、所有の有無でクロス集計した結果になります。

ページが飛びまして、32 ページをご覧ください。図 39、40 になります。

ヘルメットの耐用期間があることを知っていたのは、全体の 13.2%、下のグラフのヘルメットの所有者のみでも 27%でした。

ページが変わりまして、33 ページをご覧ください。

落下等で衝撃を受けたヘルメットの保護性能の低下については、知っていたという回答が全体では 31.1%、所有者のみでは 46.8%といった結果になりました。

ページが変わりまして、34 ページ、図 43 をご覧ください。

自転車用ヘルメットのあり方に関する消費者の認識や意見等ですが、購入時の適切な金額は 3,000 円から 5,000 円が 31.9%、次いで 1,500 円から 3,000 円未満が 26.6%でした。

下にクロス集計した結果を図 44 に載せてありますが、図 44 では非所有者の方が所有者に比べ 1,500 円未満が高く、また次のページ、35 ページでも集計していますが、図 45 では、若年層ほど 1,500 円未満が高いなど、適当と思う金額に差が出たことが分かりました。

ページが変わりまして、36 ページ、図 46 をご覧ください。

ヘルメットに改善を希望する点は、デザインが 46.5%と最も多く、次いで保管性が 35.7%、通気性が 32.8%でした。

次のページ、37 ページはクロス集計した結果になります。

ページが変わりまして、38 ページ、図 48 をご覧ください。

ヘルメットが社会に浸透するために必要な取組については、購入がしやすい価格のヘルメットの普及が 42.0%で最も多く、次いで着用義務にするが 41.1%、持ち運びが便利なヘルメットの普及が 31.7%でした。

39 ページでは、ヘルメットの所有の有無でクロス集計しています。

40 ページをご覧ください。表 4 になります。

アンケートの最後に自転車用ヘルメット着用努力義務や着用努力義務の場合の自転車の利用などに関する意見を自由記述形式で尋ね、分類しました。

義務化、努力義務関連に関する内容が最も多く、着用義務の必要性や反対などの意見などが多く見られました。また、次いで、ヘルメット本体、着用行動関連で着用の手間やデザイン、機能性や携帯性の要望などがございました。また、施策関連では、購入のしやすさや費用、交通ルールなどの意見がございました。

次ページ以降に、具体的な意見について抜粋したものを掲載しております。

以上で資料 2、アンケート調査結果の説明を終わります。

事前資料で配っておらず恐縮ですが、参考といたしまして、自転車用ヘルメットに関連する都の取組の一例を少しだけご紹介いたします。

東京都では、自転車をさらに身近なものとするため、GRAND CYCLE TOKYO プロジェクトといたしまして、自転車に関する様々なイベント等を総合的に進めております。その中で、着用に関する関心を高め、普及や着用促進につなげることを目的といたしまして、ヘルメットのデザインコンテストを行いました。現在は二次審査の作品の投票やイベントでの作品展示等をしております。

ページが変わりまして、また東京交通安全キャンペーンとして、年末に多発傾向になる重大交通事故の抑止のため、交通マナー、ルールやマナーの遵守を呼びかけております。令和 5 年のポスター、リーフレットにつきましては、ヘルメットの着用も取り上げております。

参考資料の説明は以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○西田会長 ありがとうございます。

それでは、かなり膨大な調査結果と思いますが、ただいまのアンケート調査結果について、ご意見・ご質問、お願いいたします。どなたでも結構です。挙手いただければご指名したいと思います。

柿山様、お願いします。

○柿山特別委員 日本ヘルメット工業会の自転車ヘルメット技術委員会、オージーケーカブトの柿山と申します。広報も担当しております。

今回のアンケートに関して、所感になりますが、我々も今まで親子に向けて、例えば、子供の着用実態を調査するようなことを行ってきました。ですがここまで広く一般に、さらに質問項目もかなり多く取っていただいて、ヘルメットメーカーという立場からも開発や普

及に関して、もしくは啓発に関して、とても参考になるデータだと思っております。本当にありがとうございます。

ただ一方で、課題として見えてきたのは、「正しいかぶり方」の啓発ですね。というのは、今まではヘルメットのことについて本当に聞いてもらえる機会すらなかったんですが、一般の皆さんのヘルメットに対する関心が非常に高まっておりますので、正しいヘルメットの着用方法の啓発にも努めていかないといけないなと思いました。

ちょっと感想になりましたけども、以上です。ありがとうございます。

○西田会長 柿山様、ありがとうございました。

釘宮委員、お願いします。

○釘宮委員 NACSの釘宮です。こちらの調査の結果を、大変興味深く拝見しました。例えば、資料2の21ページになりますでしょうか。ヘルメットを着用して感じる事、あるいはヘルメットを着用しない理由についての着用層、非着用層間での比較というのがあります。これを見て、何が非着用層の人に対して動機づけになり得るのかというところが、大変見えにくいな、難しいなと感じました。

例えば、法令上着用は努力義務だから、だからかぶらないんだというふうに考えている方が24.6%とか非常に多くて、じゃあ、義務にしたらいんですかという、それはそういう問題ではない。この努力義務の状態ですらさらに促進していくための策は一体何なんだろうかというところを、考えていかなければならないと思います。

その解を見つけるために、例えば37ページ図47のところ、自転車用ヘルメットに対する改善希望内容についても比較が載っているんですが、この中で、非所有者層のほうが若干でも回答数が多いのはどれかというのを見た場合に、例えば持ち運び性、保管性というのと、それから着用時に髪型が崩れにくいこと、これは非所有者層のほうが高いということになりますので、もしかしたら、この点は動機づけにつながっていくようなものになると思います。

また、これは39ページになりますでしょうか。自転車利用者のヘルメット着用が社会に浸透するための課題認識ということで、これも若干でも非所有者層のほうが多い設問はどれかというのを見てみると、折り畳み式など持ち運びが便利なヘルメットの普及とかですね。あるいはヘルメットの購入費用補助、それから着用時に髪型が崩れにくいヘルメットやアイテムというようなものが挙げられていますので、少しでも関心を向けてもらうためには、こういう非所有者層にも動機づけになり得るような施策を促進していくことが必要な

のではないかと思いました。

特に、さらにヒントになるなと思いましたが41ページのところに、具体的に全般意見の抜粋ということで載せていただいているところがあるんですけども。そこに「自転車を降りたときにどうしたらよいかと思う」とか、あるいは「幼稚園に置かせてもらうようなこともあるので、扱いに大きな負担がかかっている」とかですね。あるいは「駐輪場にヘルメットを別に保管できるサービスがあるとよい」ですとか。次のページもあるんですけど、「自転車販売店等で分かりやすく提示してもらえるといい」とか。あるいは「自転車を買うときに、ヘルメットとのセット販売があってもいい」とかというような、消費者の方から積極的な促進策とか、ご提案をいただいているところがあります。ぜひ、こんなものを参考にして、ヘルメットをかぶっていただけるような施策を考えていければいいのではないかと思いました。

以上です。

○西田会長 釘宮委員、ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

それでは、一旦前に進みたいと思います。

次に、資料3、4、5のヘルメット着用に関する検証結果、ヘルメット等の安全に関する検証結果、資料5の現地調査結果について、事務局よりご説明をお願いします。

○今井主任 それでは、資料3から5をまとめて説明いたします。検証実験二つの結果と現地調査の結果の報告となります。

資料3、自転車用ヘルメットの使用に関する検証実験結果の2ページをご覧ください。

今回、自転車用ヘルメットの着用、非着用の違いにおける転倒時の頭部への影響について、コンピュータ上で模擬実験を行いました。シミュレーションで用いたモデルとして、図1に示す有限要素モデルを使用し、自転車用ヘルメットをかぶった、あるいはかぶっていない成人男性がアスファルトの道を自転車に乗って走る状況を想定しました。また、自転車の人体モデルは車両衝突関連の傷害を分析するものを使用しております。

3ページ目をご覧ください。

想定場面として二つを想定いたしました。(1)自転車単独の転倒として、ヘルメットを着用、非着用の状態で停止状態から横向きに転倒し、頭部等を縁石にぶつけたときの衝撃について実験しました。なお、肩などが路面となるべくぶつからずに頭部が衝突するように、人と自転車が横向きの状態から頭を縁石にぶつけた状態のシミュレーションを行いました。

初速度については、乗車時の頭の高さから縁石まで頭が落下した際の速度に相当するものとしております。こちらについては、現在、実験データを再度解析しているため、実験結果に載せている図等については参考となります。

また、右側に移りまして、(2) 自転車同士が衝突して、ヘルメットを着用、非着用の状態で自転車同士が時速 20 キロで走り、自転車の側面に別の自転車が角度 90 度で衝突したときの頭の衝撃について実験しております。こちらについては、事前の資料で実験中とお伝えいたしましたが、現在、引き続き実験中がございますので、状況のみの説明になります。

ここで、参考といたしまして、シミュレーション時の動画をお見せしたいと思います。

こちらは自転車単独の転倒時のシミュレーションの様子です。ヘルメットを着用していないときのケースの映像になります。続きまして、ヘルメットを着用し転倒した映像の様子になります。最後にお見せするのが、両者を拡大してスロー再生した様子になります。

以上で動画は終わりました、資料 3 に戻ります。

続きまして、資料の 4 ページをご覧ください。

実験結果についてです。図 4 は自転車用ヘルメット着用時に頭部が右側面から縁石に衝突したとき。図 5 は着用時のシミュレーションの様子になります。

次のページに結果を示しております。5 ページをご覧ください。

(1) の図 6 に、頭蓋骨にかかる応力、物体の内部に生じる力の大きさや作用方向を示す値について、ヘルメット着用、非着用の結果を示しております。上の図の非着用時は、高い応力が発生しまして、骨折が発生するとされる約 100 メガパスカルを越えている場所が見られることから、非着用時については頭蓋骨を骨折する可能性があると考えられます。一方、下の図の着用時は非着用時と比べると、頭蓋骨にかかる圧力が小さいことが分かりました。

続きまして、ページが変わり 6 ページをご覧ください。

(2) の図 7 に脳にかかる圧力について掲載しております。上の図のヘルメット非着用時は高い圧力が発生し、脳挫傷が起こる可能性があると考えられます。一方、下の図の着用時は非着用時と比べると、頭蓋骨にかかる応力が小さいことが分かりました。

ページが変わりまして、7 ページをご覧ください。

参考として、図 8、図 9 に頭部の傷害基準である H I C と頭部重心の合成加速度について、ヘルメット着用時、非着用時の結果をグラフで示しております。H I C の値は、図 8 の非着用時は約 4,000 と頭部傷害が考えられる高い値に対し、図 9 の着用時は 1,000 未満と非着用時の 4 分の 1 以下になりました。また、着用時の最大合成加速度については非着用時の半

分以下となりました。

ページが変わりまして、8ページをご覧ください。

2の自転車同士の衝突については、現在、実験途中のため、シミュレーションの様子のみ資料に示しております。

ページが飛びまして、9ページをご覧ください。

自転車単独の転倒時に頭部を縁石にぶつけた際のヘルメット着用、非着用時における頭部への衝撃の評価結果は、下の図のとおりです。ヘルメットの非着用時は、頭部への衝撃が大きく、頭蓋骨骨折や脳挫傷の発生が考えられる結果となりました。一方、着用時は、自転車用ヘルメットの衝撃吸収性能により、非着用時と比べると衝撃は小さくなったと考えられます。

実験結果より頭部のけがを減らすために自転車用ヘルメットを着用することは有効だと考えられます。

以上で、資料3の実験結果の説明は終わります。

続きまして、資料4をご覧ください。

こちらでは、自転車乗車時に着用できる旨を表示して販売されているヘルメット4商品について、SG基準を参考とした安全性を検証する性能試験を行いました。1ページ目の調査結果の内容を中心に、それぞれのページでご説明いたします。

ページが飛んで、3ページをご覧ください。

表1のとおり、試験対象として、検体Aの自転車用の規格の表示がないもの、Bの自転車用以外の規格の表示のヘルメット、自転車用の規格のヘルメットとして国内規格のCと海外規格のDを選定いたしました。

ページが変わりまして、4ページをご覧ください。

実験内容を説明いたします。

(1)では、ヘルメットの衝撃吸収性能を見るため、4検体を決まった高さから落下させて、加速度等を測定しました。この時は試験装置を壊さないよう、SG基準よりも低い高さで行いました。

(2)では、落下等で衝撃を受けたヘルメットの衝撃吸収性能の変化を見るため、C、Dの2検体をSG基準の指定の高さから繰り返し落下させ、加速度等を測定しました。

(3)では、保持装置、あご紐の強さを見るため、4検体のあご紐におもりをつけて引っ張り、その伸びを測定いたしました。

(4)では、ヘルメットの保持性を見るため、4検体のヘルメットをそれぞれ人体模型にかぶせ、後頭部を前頭部に向かって伸ばすようにおもりをつけて引っ張り、外れるかどうかを確認いたしました。

5ページ、6ページの試験の詳細についての説明は省略いたします。

ここで参考といたしまして、実際に行った試験の一部について、映像をお見せいたします。

こちらは衝撃吸収性試験の様子で、ヘルメットを加速度計の入っている人体模型にかぶせて落とすことで、衝撃の値を測定いたします。落下高さをSG基準よりも低くした高さ30cmからの試験になります。

次にお見せするのが、繰り返し落下時にSG基準の高さから、左は約1.1m、右は約1.6mからアンビルに落下させた様子になります。

続きまして、あご紐の強さを見るため、おもりをつけて引っ張り、伸び等を見る試験になります。

最後にお見せするのが、ヘルメットの保持性、脱げにくさの試験になりまして、後頭部に器具を取りつけ、おもりをつけて前側に脱がす動作を行っております。

以上で動画は終わりました、資料に戻ります。

ページが変わりまして、7ページをご覧ください。

試験結果を説明いたします。表3をご覧ください。表3は、落下高さをSG基準よりも低く設定した衝撃吸収性試験の結果になります。SG基準値2,940以下に対し、基準値を超えた不適合の結果に、オレンジ色で示しております。検体A、BとC、Dを比較すると、衝撃吸収性能に大きな差が見られました。また、今回SG基準に比べ落下高さをかなり低くして試験を行いました。A、Bについては、多くの衝突箇所でもSG基準値を超える最大衝撃加速度が発生いたしました。

ページが変わりまして8ページをご覧ください。

表の4-1、4-2は、繰り返し落下させたときの衝撃吸収性試験の結果になります。検体C、Dとともに衝撃を与えるごとに、最大衝撃加速度が高くなり、衝撃吸収性能の低下が見られました。また、Cは2回目の落下で多くの衝撃箇所が、Dは3回目の落下で前頭部のみSG基準値を超える結果となりました。

ページが変わりまして、9ページをご覧ください。

表5は、保持装置、あご紐の強さ試験の結果になります。検体C以外はSG基準を満たしていませんでした。検体Aについては、あご紐を調節するアジャスターが破損し、Bは、あご紐

に装置を取りつけた際に留め具の固定が緩んであご紐が長くなってしまい、試験が成立しませんでした。実際の様子を写真で、下に示しております。また、検体Dは、試験は成立しましたが、保持装置の最大伸びがSG基準値を超過したという結果になりました。

10 ページをご覧ください。

表6は、保持性試験、ヘルメットの脱げやすさの試験になります。検体A、B、Dについては、ヘルメットが脱げずSG基準に適合しましたが、Bは、準備であらかじめ荷重をかけた時点で人頭模型から脱落してしまい試験が成立しませんでした。下に参考として写真を載せております。

ページが飛びまして、12 ページをご覧ください。

図1、図2に関しては、最大衝撃加速度が最も高かった結果を、検体別・落下高さ別に比較したのになります。先ほどの表でも示したとおりですが、検体A、Bはかなり低い高さ、落下高さにもかかわらず、SG基準値に近いまたは大きく超えていることから、衝撃吸収性能が低く、また自転車用の規格の検体C、Dとの結果と比べ、性能の差が大きいことが分かりました。

ページが変わりまして13 ページをご覧ください。

図3から6は、衝撃吸収性試験を繰り返したときの、最大衝撃加速度で衝撃を与えた箇所別に比較したのになります。先ほどの表でも示したとおりですが、繰り返し衝撃を与えることに最大衝撃加速度が高くなり、衝撃吸収性能の低下が見られたことから、強い衝撃を受けたヘルメットは、衝撃吸収性能が低下することが改めて今回の実験でも確認されました。

ページが飛びまして16 ページをご覧ください。

実験の総括として、自転車乗車時に着用できる旨を表示して販売しているヘルメット4商品の安全性を検証した結果、自転車用の規格のヘルメットに対し、そうではないヘルメットは、衝撃吸収性能やあご紐の性能が劣り、頭部の保護効果が低い結果となりました。17 ページ以降に資料を載せておりますが、説明は省略いたします。

資料4の説明は以上になります。

続きまして、資料5、自転車用ヘルメットの使用に関する実地調査結果をご覧ください。

1 ページ目の内容を中心に、それぞれのページでご説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。

都内の自転車利用者のヘルメットの着用状況を把握するため、着用の有無等を人手により観測しました。調査は10月の平日、晴れの日に行い、調査地点ごとに朝、昼、夕方

ずれか、連続3時間で観測しました。調査箇所については、図1に示す区部7、市部3の計10地点としました。

3ページ目をご覧ください。

具体的な調査箇所や観測時間は、表2をご覧ください。観測対象範囲については、その下の図2をご覧ください。基本的に道路の片側車線としました。

4ページ目をご覧ください。

調査対象になります。表3のとおり、具体的には運転者か、同乗者か、あるいはヘルメットを着用しているかどうか、年齢層、性別、あご紐の状態を判別した計14種類とし、1時間ごとに集計しました。また測定にあたり、業務でヘルメットを着用している方は対象外としました。

5ページ、6ページについては、参考資料のため、7ページ、8ページについては、調査資料の一覧表となっておりますため、今回説明では割愛いたします。

ページが飛びまして、9ページをご覧ください。

調査結果の分析について説明いたします。観測者数は運転者3,995人、同乗者163人で、合計で4,158人でした。図5で、各調査地点別の観測者数、下の表9では、地域別、時間帯別当たりの1地点の観測者数を示しております。

ページが変わりまして10ページをご覧ください。

運転者の性別・年齢層は、男性が53.6%、女性が46.4%であり、図6で各調査地点別の運転者の男女の割合を示しております。

ページが変わりまして11ページをご覧ください。

運転手の年齢層は、おおむね中学生以上の一般が99.1%、おおむね小学生以下の子供が0.9%でした。

ページが変わりまして12ページをご覧ください。

ここからヘルメットの着用率になります。着用率は、運転者、同乗者を合計した全体では8.0%で図9のとおりになります。区部、市部、あるいは時間帯別で見ても、大きな差は見られませんでした。また、下に移りまして、表10より運転者・同乗者別の着用率は、運転者が6.3%、同乗者は49.7%でした。

ページが変わりまして13ページになります。

運転者のヘルメットの着用率は、区部、市部、時間帯別で見ても大きい差はございませんでした。

ページが飛びまして14ページをご覧ください。

表11より運転者の性別、年齢層別の着用、非着用の状態は、性別は男性が4.7%、女性は1.5%でした。また、年齢別では、中学生以上が5.9%、小学生以下が41.7%でした。

ページが飛びまして、16ページをご覧ください。

運転者のヘルメットのあご紐の状態について目視で確認しました。あご紐を外していたり、明らかに緩く締めていた場合は、緩い、外している、でカウントした結果、運転者全体の92.0%がヘルメットのあご紐を適切に着用していたとの結果になりました。

以上で、資料5、自転車用ヘルメットの使用に関する実地調査結果の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○西田会長 ご説明ありがとうございました。今回、資料がたくさんありましたが、シミュレーションによる検証結果と、それからいろんな落下試験をして、ヘルメットがちゃんとした性能を持っているかという安全性に関するものと、使用実態の観察をしたというもの三つございました。これにつきましてご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いいたします。

○渡辺特別委員 日本ヘルメット工業会の渡辺です。

今回、実証実験を行った、不適合であった検体AとBがありますけれども、このAとBが市場にどれだけ出回っているかというのが、この18ページのアンケートですね。ここで言うCEマークが分からないとか、その他とか、分からないという全部を足しますと約40%になります。その下の表を見てみますと、衝撃吸収ライナー、自転車用ヘルメットというのは、衝撃吸収ライナーが入っているのですが、それが入っていないか分からないのを合わせると約40%になるので、こういった検体Aとか、検体Bのヘルメットがもう既に、今回アンケート2,000人行ったうちの40%近くは、そういったヘルメットをかぶっていることになります。これから、ヘルメットを普及させるように、いかにかぶってもらおうかと、皆様に説明しなければならないとともに、既に購入したものが危険なものか良品なものなのか、この最後のコミットのほうでも何かしら展開していかないとならないかなと思いました。

○西田会長 渡辺委員、ありがとうございます。

その最後の提言に関しては、議事の2のほうでディスカッションをしようと思うのですが、ご意見ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。渡辺さんからコメントがありましたけど、先ほどの結果から77%ぐらい持ってもいないという結果が出ていましたので、これから普及させるときに、まさにいいタイミングというところちょっと語弊がありますが、正しいものを買っていただ

くといいかないと思いますね。

そのほかいかがでしょうか。仲先生お願いします。

○仲委員 仲です。ご説明ありがとうございました。

資料3の検証実験と資料2のアンケートの結果を合わせて見るのが重要と考えます。というのは、資料2のアンケートの10ページに記載されている負傷部位を見ると、頭部は6.8%。自転車乗車時に危害・危険経験があった266人のうちの6.8%なので、計算すると18人。アンケート総数2,016人の1%程度です。この数字が少ないと捉えられると、とても危険で、割合としては、少ないけれども、検証実験の結果から分かるように、重大な事故につながるんだ、だから大事なんですよとちゃんと伝えたい。少ないと捉えられると心配だと思いますので、この結果はセットで見るとというのが大事だということをお伝えします。ありがとうございました。

○西田会長 ありがとうございました。提言の際には、また参考にさせていただけるといいかなというふうに思います。

そのほかございますか。大丈夫そうでしょうか。

そうしたら、次に入りたいと思います。ここまで、膨大な調査の説明をしてきました。ここから、今後の取り組みという点で大事な議事2に入り、自転車用ヘルメットの着用と安全な使用に関して、検討を進めたいと思います。

第1回協議会でのご意見、業界団体の取組の現状、アンケート調査や検証実験の結果を踏まえて、資料6、自転車ヘルメット着用と安全な使用に関わる現状と課題の整理ですね。それから、資料7、自転車用ヘルメットの着用と安全な使用に係る今後の取組（提言案）というのを事務局にまとめてもらっています。これらについて事務局からご説明をお願いします。

○今井主任 それでは、資料6と7を説明いたします。

こちらは、第1回協議会でいただいたご意見、今までの資料を踏まえて、現状と課題と今後の取組（提言案）をまとめたものになります。

資料6の現状と課題の1ページ目をご覧ください。

内容につきましては、第1回協議会の資料や今回のほかの資料とかぶる部分もございませうので、そういった部分については説明を省略し、項目の終わりの課題等のみ、それぞれ説明いたします。

第1、自転車事故とヘルメット着用効果については、4のヘルメット着用効果の必要性か

ら説明いたします。1 ページの終わりになります。

都内の自転車事故件数は、5年間で6.6万件と多く、またアンケートでは、自転車利用者の約4割は、危害・危険の経験がございました。また、統計では頭部損傷で亡くなる方が多い一方、アンケートでは、危害・危険経験時にヘルメットを着用している人は少ないといった状況でございます。ヘルメットの着用効果、衝撃を受けた際に頭部へのダメージを軽減することは、いろいろな実験等から実証されております。

2 ページに移りまして、以上から自転車事故については、誰にでも起こる可能性があり、利用者は、頭部への衝撃に備え、ヘルメットを着用する必要があると考えております。

第2の自転車乗車時のヘルメット着用について、6の課題について説明いたします。

3 ページ中ほどをご覧ください。

ヘルメットの着用率向上については、今年度から全年齢で自転車乗車時の着用が努力義務化されましたが、実地調査では、都内の着用率は低く、また13歳未満に対し、新たに対象となった13歳以上の着用率は約6%と非常に低い結果となりました。このため、これらの層を中心に、自転車乗車時のヘルメット着用を促す必要があると考えております。また、自転車用ヘルメットの商品力の向上等についてですが、アンケートで着用しない理由の上位三つは、着用が面倒である、荷物となる、髪型が崩れるといったものでした。また改善点の上位三つは、デザインや持ち運び、保管のしやすさ、通気性になりました。このような点について商品に反映させ、これならかぶりたいと感じさせるようなヘルメットの実現を図る必要があると考えております。

続きまして、第3の商品の安全性について、4の課題を説明いたします。

5 ページ中ほどをご覧ください。

課題としまして、国内では、安全性に関する法令規制はない一方で、SG基準などの任意の規格がございます。そういった規格に適合したヘルメットが販売、購入されている一方、別の規格や規格の適合が不明なヘルメットも自転車向けとして販売され、それらを購入し着用している人も一定数いると考えられます。

これらのヘルメットについては、自転車用の規格に適合したヘルメットと比べて、安全性が非常に低いものがあることが、改めて今回の実験でも確認されました。現状、ヘルメット自体の性能不足により、けがが重くなったケースなどは確認されていませんが、今後そのような事態が発生するおそれがあります。このため消費者が自転車乗車時用にヘルメットを購入する際、安全性が低い商品を選択しないように、対策を講じる必要があると考えており

ます。

続いて、第4、適切な使用について、4の課題を説明いたします。ページは7ページ中ほどになります。

アンケートでは、取扱説明書や本体貼付のシールなどを読んでいる人が多い一方、ヘルメットのかぶり方やあご紐の締め方が適切でない方が一定数いました。また、強い衝撃を受けたヘルメットの使用中止や耐用年数を知らない方が多く、性能が低下したヘルメットを続けて使用している人もいると思われまます。また、取扱説明書の附属や本体の資料について、認識していない層はいずれも3割おり、その内容を全て読んでいる人というのは半数程度になりました。誤った着用方法や、性能が低下したヘルメットの継続的な使用を減らすため、ヘルメットの使用者に適切な使用方法を理解してもらう取組が必要と考えております。

資料6、現状と課題の説明については以上となります。

続きまして、資料7をご覧ください。自転車用ヘルメットの着用と安全な使用に関わる今後の取組（提言案）についてご説明いたします。

この内容については、案としており、これから関係者の皆様と調整してまいります。説明後の質疑、意見交換等で委員の皆様から積極的にご意見をいただければ幸いです。

左から着用、安全性、適切な使用の三つに分けており、また上から順に、それぞれの項目に関する現状、課題、提言案を示しております。現状と課題につきましては、資料と内容がかぶりますので、それらの説明については省略し、一番下の提言案について説明いたします。

一番左側の枠の着用について、まず着用の促進として、頭部への衝撃の差などを広報するなどした着用効果のアピール、自転車購入時や点検時に自転車利用者に着用を考えてもらう仕組み、あるいは購入補助制度の継続などのヘルメットを購入しやすい環境、また、ヘルメットを積極的にかぶりやすい環境をつくることなどを記載しております。

下に移りまして、商品の改善では、自転車用ヘルメット自体の商品改善として、デザイン性が高いものであるとか、持ち運びしやすいもの、また髪型は崩れにくいような商品の開発、ヘルメット以外の商品改善として、例えば保管問題の改善のために鍵付きのヘルメットホルダーなどの開発について提示しております。

真ん中に移りまして、安全性については、自転車用の規格の適合した商品の普及として、安全性の高い商品の選び方の紹介で、適合マークや商品の構造による見分け、また、規格適合品の商品リストの提供などを提示しております。下の安定性の低い商品が売られている現状から、その規制として、衝撃吸収性などの要求性能の法令化などを例として提示してお

ります。

右側に移りまして、安全な使用の説明になります。正しい使用方法の周知として、かぶり方やあご紐の締め方、耐用期間、また強い衝撃を受けたものは続けて使わないことなどの周知について提示しています。下の表示の改善では、もう既に取り組まれている商品もありますが、取扱説明書等における記載方法の工夫として、重要な内容の強調や、イラスト等での図解、また特に重要な内容や警告事項、注意事項については、取扱説明書とは別に、それらを記載したチラシ等を商品に添付するなど。また本体表示の追加として、本体への耐用年数の表示や、購入時期を記入できるシール等の貼り付けの検討等を提示しております。最後に、施策の推奨については、自転車利用者が自身の頭部のサイズや形状にあったヘルメットを選べるように、まず試着してから購入することを提示しております。

資料7の今後の取組の説明は以上となります。お願いいたします。

○西田会長 ご説明ありがとうございました。その現状と課題という資料6のご説明と、それから提言案という資料の7の説明がありましたけど、まず、資料6の現状と課題というところについて、ディスカッションしたいと思います。ご意見、ご質問あればよろしく願います。

釘宮委員、よろしく願います。

○釘宮委員 釘宮です。ご説明ありがとうございました。

資料7の提言案のところになりますけれども、その着用のところに着用の促進と、それから商品の改善という二つの観点をお書きいただいています。先ほどのアンケートの中にあつた具体的な意見から想定すると、保管場所に関する改善であるとか、そういったものも必要のように思いました。例えば、駐輪場にヘルメットを別に保管できるサービスを設けるとかですね。そのようなところも一つの改善策になり得るのではないかと思います。

あと、これは個人に対する促進策になるかどうか、そこはちょっと不明確なところもありますが、シェアサイクルが最近非常に増えてきて、大概是露天のようなところに、無造作に自転車が置いてあるようなところが多いのではないかと思います。自転車と一緒にヘルメットを貸し出しているところもあるというお話ではあるんですけども、そのような場所は少なく、多くは、ホームページ上に着用が努力義務になったという注意書きを書くだけにとどまっているように思います。

ぜひシェアサイクル業者の方にご協力をいただいて、自転車を借りるときに、ヘルメットも同時にかぶることができるような、何かそういった工夫というのにも必要になるのではな

いかと思います。

シェアバイクの場合ですと屋根つきの保管場所になっていまして、同時にヘルメットもぶら下がってつけてあるようなところがありますので、そのようなものを参考にできるかもしれません。確かに衛生面で共用するのはどうかという考え方もあるとは思いますが、そういった方法も検討の余地があるのではないかと思います。

以上です。

○西田会長 釘宮委員、ありがとうございました。

今、資料の7に入ったご提案をいただいていますけども、資料6の現状と課題も含めてご意見をいただければというふうに思います。保管場所に関してのいろんなご提案ありがとうございました。

ほかにごさいますでしょうか。資料6。もしなければ、資料6、7併せて進行したいと思います。資料7、この提言は非常に大事なパートでありまして、この検討を進めたいと思います。今、釘宮委員から既にいただいていますけども、皆様からのご意見に加え、アンケート調査や実験結果を踏まえた安全対策についての検討になります。今回第2回では、その方向性をお決めしたいと思っておりますので、ぜひ幅広いディスカッションをよろしく願います。

柿山委員、よろしく願います。

○柿山特別委員 日本ヘルメット工業会として答えさせていただきますと、先日のGRAND CYCLE TOKYOで東京都のエリアで警視庁の隣にブースを出展させていただいたんですけども、この「商品の改善」にある「デザイン性が高い商品の開発」とダイレクトなんですけど、この「デザイン性が高い」と一言言うのはなかなか難しいところがありまして、実は今、帽子タイプのヘルメットとか、例えばオージーケーカブト社のカタログでいうと、ウーバーイーツの配達員さんが着用しているものとか、街中でもかぶりやすいデザインのものには既にあるのはあるんですね。ブースを出展していて聞かれるのは「こんなヘルメットあるんだ」など、存在自体を知らない方も多い印象です。おそらくこのアンケートの中で答えられていた「デザイン性が高いものが求められている」という声は、苦言ではないんですけども、過去にヘルメットをかぶりましょうというポスターなどのビジュアルが、尖ったデザインの競技向けのヘルメットだったり、スポーティーなヘルメットを無理やりママチャリにかぶせているような写真が多かったんですね。我々これはネガティブなビジュアルだとずっと思っていたので、恐らく「ヘルメットかぶれて、あんなヘルメット嫌だ

よ。あんなのダサイ」とかになってしまう気がしています。

ですので、デザイン性が高い商品の改善はもちろんそうなのですが、しっかりこういうカ
ジュアルなものもあるんですよ、そのポスターのビジュアルを見て「これならかぶってもいい」
と思ってもらえるようなビジュアルを追求してほしいですね。とにかくモデルがヘルメッ
トをかぶった写真、というだけのものを今まで出してきたと思います。ビジュアルがお
しゃれじゃないとなかなか啓発は厳しいと思うんで、そういったビジュアルに対するこだ
わりも、ちょっと盛り込んでいただけたらなと思います。もう1点は、持ち運びしやすい、
折り畳み式というのは、製品安全協会さんのほうからも一言いただきたいんですけども、折
り畳みの機能を伴うことになると、製品の規格基準の面からの見直しというのがどうして
も必要になってくるかなという部分もあるので、その辺りは、今の提言を超えてしまう部分
なのかもしれませんが、参考までに何か情報があれば聞かせていただければなと思います。

以上です。

○西田会長 柿山委員、ありがとうございます。デザイン性が優れたものはもう既にある
のはあるということで、ぜひまい宣伝につなげていただけるといいかなというふうに思
います。製品安全協会さん、何かありますか。新しい、折り畳み用のものの安全基準は、ま
だないと思います。

○阿部特別委員 製品安全協会の阿部と申します。

今の柿山特別委員の話の継いで申し上げますと、現在のSG基準値で、折り畳み式そのも
のを排除しているものではございません。また、折り畳みに関しては、要求項としては立て
てはおりませんが、現状の基準で要求している基準各項目が全てクリアするものであれば、
SGマークを表示することが可能になります。ただ現状、折り畳み式でSGマークがついた
商品が売られているかと言われると、まだございません。今は、各社が開発レベルではいろ
いろ努力されているようです。例えばヨーロッパのCEマークのEN1078の自転車用ヘル
メット規格でのCEマークがついたヘルメットも存在します。聞くところによると、折り畳
み式のそれぞれが構造特許を取られているようで、新規に他のメーカーが折り畳み式を開
発しようとする、当然そのライセンスを回避するような構造を考えなければいけないと
か、あるいは特許使用料を支払って対応するなどの問題が有るので、現状SGとしては目の
目を見ていません。我々としては性能が満足するのであれば、排除するものではありません。
もし折り畳み特有の要求項目として、何か項目建てが必要であれば、随時、基準の改正も図
っていきたいと考えております。

以上になります。

○西田会長 阿部さん、補足説明ありがとうございました。そのほか、ございますでしょうか。

○阿部特別委員 阿部です。

今回のテーマのスコープから外れてしまっている話かもしれませんが、関連する話としては、2023年7月から、特定小型原付、いわゆる世にいう電動キックボードが、法律上で位置づけられて認められ施行されました。警察庁などでも、それに乗る際のヘルメット着用努力義務としてヘルメットは、自転車用のヘルメットを推奨しています。今回のテーマでは、あくまでも自転車乗車時というところにフォーカスされていますけれども、関連する商品として、特定小型原動機付自転車においても同様なのでこの辺りについても提言の中で触れていただければと感じました。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。電動キックボードは、個人的には、非常に気になっています。かなり危険に見えます。今回のスコープからは、確かに少し外れているところもありますけれども、何か検討できればいいかなというふうに思います。

そのほかございますか。これは、私からですけど、先ほどの資料4で、CE EN812とかCE EN1078とかいって、この辺が専門的過ぎて、これは業界の人はよく分かると思うんですけど、この辺がやっぱりよくないなと思っていて、消費者からすると何か表示・安全基準がついているじゃないかと誤解してしまう。ただし、この軽作業のほうの基準は、自転車ヘルメットとしては役に立たないということが伝わらない。別の基準を満たしているからといって、安全性が高いわけじゃないよということだったりするので、やはり、その点は、消費者に訴求するだけでは、なかなか限界があるかなと思います。ヘルメットを売っている流通の方とか、その辺の方からやっぱり正しいものを推奨してもらおうということもしないと消費者だけで正しく選択することは難しいかなというふうに思います。この辺り何かございますか。

○阿部特別委員 製品安全協会の阿部です。

実は、先週の金曜日に11月24日の日に自転車軽自動車商協同組合連合会の研修会が開催されました。この団体は自転車屋の卸の集まりになります。200名ぐらい参加されているところで、20分ほどお借りして、単にCEマークがついていることだけで選択したら駄目だという話、つまり、自転車用に設計されたものと、いわゆるバンブキャップという軽作業

帽という異なる規格があるから、CEというマークだけではなく、どの規格かというところまで確認すべきという話をしてまいりました。そのときにも、「そんな細かく分かれているとは知らなかった」という方が、専門の卸の方でもいらっしゃっていました。大変勉強になったということです。このような活動もやりながら、啓発、啓蒙を図っていきたいと考えております。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。そういうチャンネルというか、そういう方が集まるチャンネルがあって、そこにうまくお伝えすると、広まる可能性があるということですね。

○阿部特別委員 そうですね。そのほか当協会では、個別になりますけど、大手の通販事業者とか、大手のDIY系の事業者とか、そういうところとは、個別に時々説明会的なものを開かせていただいて、特に今この自転車用ヘルメットというのが時流に乗った商品なので、先ほど申し上げたヘルメットの違いとか、選び方とか、粗悪品をかぶったら危ないとか、話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。そういう意味では、この提言もどなたに向かって発信するのかというのは、少し書いてあるのかな。あれですけど、書いてあるといいかもしれないですね。これは、法制化は何々省向けとか。

○阿部特別委員 そうですね。先ほどの研修会でも、「一番訴求力があるのは大手マスコミ、地上波のテレビとかが、積極的に取り上げてくれることだ」と意見がありました。法が施行された4月のときは、一時的にどの局も取り上げられたのですが、その後製品が出回り始めてからは、選び方などはあまりフォーカスされずに来てしまっている印象です。消費者へのマスコミの影響というのは確かに大きいですが、それにばかりに期待していただけないので、先ほど西田先生がおっしゃったように、売る側のほうからのアプローチで、少しでもいいものを供給するよということをやっております。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。提言が一番大事なところですよ。今日、全部決める必要はないんですけど、方向が少し出せると、この辺が穴が開いているよとか言ってもらえるといいかなというように思います。

仲先生、お願いします。

○仲委員 ご説明ありがとうございました。柿山委員がご指摘されたデザイン性の話は、と

でも大事だと思っけていまして、私はデザイン学科の教員ですので、この点について意見を述べます。

提言の中で、「デザイン性が高い」と言ったときに、狭い意味で「見た目」のみ、色や形について語られているのが気になりました。本来のデザインというのは、「着用時に頭が蒸れない」といった機能や、安全性、構造、全部を含めるので、その点について書き方に注意する必要があると感じました。

また、柿山委員が提示したカタログのようなヘルメットの一覧であると、今後新しく商品の展開や改善をする人にとって有用だと思いますので、報告書の中のどこかに入っているといいかなと思いました。たしか第1回協議会で、幾つかはサンプルを記載した資料があったと記憶しているので、そのような資料があるとよいと思いました。

もう1点は、これも釘宮委員がおっしゃっていたことですが、提言の中にはヘルメット以外の商品というような書き方をされていますが、以外のというか、ヘルメットホルダーや収納するかばんを含め、ヘルメットに付随する周辺のデザイン、ヘルメットを取り巻くデザインが大事だと思います。例えば遊具で滑り台をデザインするとき、滑り台だけをデザインすることはなく、そこを取り巻く環境、地面の仕上げや安全領域も確保するといった周りの環境も一緒にデザインするのが大事ですよと提言に盛り込んでいただけると、今後デザインする人がやりやすいだろうなというふうに思いました。

以上です。

○西田会長 ありがとうございます。大変大切なご指摘かなというふうに思います。確かにデザインという言葉は、日本語が難しく、いろんな意味で使われているので、どんな意味を持っているのか書いていくなど、書きぶりをちょっと気をつけるといいかなというふうに思います。

そのほかございますでしょうか。最近、ドラマなんかを見ていると、出ている人はちゃんとヘルメットをかぶるようになってきています。海外でもそういうまずいドラマを見つけたらちゃんと言いましようというような運動をされていたりします。そういうところで模範的なのを使ってもらえるように働きかけるとか、いろんな展開があり得るかなというふうに思います。

提言は、これまた修正してお示しすることになると思うんですけど、今回は方向ということなので、お気づきの点があれば、何なりと言っていただければと思います。

○川嶋特別委員 いろいろ皆さんからのご意見をいただいて、ありがとうございます。私ど

も警視庁として、やっぱり交通事故防止と事故発生時の被害軽減の観点からヘルメット着用促進は、どうしても進めていかなきゃいけないという認識でおります。その中で、商品の安全性のみならず、着用促進に向けた観点からのご意見をいただいて、非常に私ども参考になり、本当にありがたいと思います。

今までのお話を聞いて、特に着用促進のためのアピールとして、デザイン性という話が先生方から出ている中で、私も非常にそれは大事だと思っています。ただし、ヘルメットというのは、もうある程度安全性能を担保するためには、こういったデザインというのは一つあるのは仕方がないかと。となると、オージーケーさんのヘルメットメーカーさんなんかからあった、いろいろなデザインのものも実はあるんですよ。格好いいものもあるし、機能性にも優れたものもあります。私自身もかぶっていてそれは感じますし、そういったものを例えばシチュエーション別に通勤時はこんな感じ、通学時はこんな感じですか、通常の余暇のときはこんな感じというのを、モデルさんなんかを使って、見栄えのいいような形にして、ヘルメットいいじゃないかというような、じゃあ、これだったらかぶってみようかなみたいななものも、ちょっと一ついいのかな。アピールの仕方として。

それともう一つは、やはり実証実験にもあるように、頭部のダメージというのは、非常に死亡事故ですとか重大事故につながりやすいです。特に、高齢者の方は頭蓋骨骨折ですとか、要はバランスが取りにくい乗り物ですから、自転車自体は、どうしても単独転倒で頭蓋骨骨折でお亡くなりになるという重大事案に発展する可能性が高くて、そういった方にこそヘルメットはかぶってもらいたいし、安全なものをかぶってもらいたい。きちんとした方法でかぶってもらいたいというのはありますので、事故データと言いますか、着用時、非着用時の致死率ですとか、あと死亡事故に関しては頭部損傷が警察庁からもデータは出ていますけども、都内でも過去5年間で64.5%ぐらいが、頭部が致命傷部位になっているというところもありますので、そういったところも並べてアピールしながら、必要性和重要性ですか。とともにこういったデザインのものもありますので、かぶっていきましょうというような、総合的な展開ができれば非常にいいのかなと思いました。

以上です。

○西田会長 川嶋委員、ありがとうございます。

今回の実験データなんかも、ちゃんとしたヘルメットと、基準を満たしていないものとあって、その実験データなんかが出ていましたので、何か効果的なそういうアピールに使えるのは、どんどん提供できるものはしていければいいかなというふうに思っています。

それから、警察の方も率先して、最近では白いヘルメットをかぶっているのでも、非常にアピールされていて、いいなとは思っているんですけど、そういう形でヘルメットの存在をアピールできるといいかなと、ぜひご協力を今後ともよろしくお願いします。ありがとうございます。

柿山委員、お願いします。

○柿山特別委員 日本ヘルメット工業会としては、この衝撃吸収ライナーを搭載していない薄っぺらいヘルメットの問題については、GRAND CYCLE TOKYOなどのイベントでも、ユーチューバーの方にお願ひし、帽体に豆腐を入れて実験したような動画を公開していただいたり、また12月2、3日のイベントでも公開する予定ですが、インフルエンサーの方に「(安全性の認証) マークをチェックしよう」みたいなラップ動画もつくってもらって上映いたします。

先ほど、販売者に何か、という話もありましたが、名前は出せませんが、昼間に通販の番組を流しているグループがあって、そこがまさに薄っぺらい、自転車ヘルメットとして安全性に疑問のあるものを、そのまま通信販売されているんですね。それはサイトをのぞきに行くと今も2,990円で、まだ販売され続けていまして、関係者が購入するということで安全規格について問い合わせたときに、「少しでも安全に寄与するものであれば、私たちは売っていきたくなんです」という言葉があったそうです。この薄っぺらいヘルメット自体を取り締まる法律もとくになく、売っては駄目ということもなく、引き続き販売されている状況が続いています。消費者にはこのヘルメットで大丈夫なんだと、安全性が低いことを気付かずに購入されている方もいっぱいいらっしゃるって、増え続けていると思います。日本ヘルメット工業会としては、自転車ヘルメットとして安全かどうかというのはしっかり確認しましょうという啓発を、引き続いて行っていきます。参考までに情報でした。

以上です。

○西田会長 柿山委員、ありがとうございました。今回メッセージを出すところは、先ほどもありましたが、流通業界とか、そういうのを出していくというのは非常にいいことだと思いますので、東京都も、また工業会とは違うインパクトがあると思いますので、ぜひその辺も検討いただければいいかなというふうに思います。

消費者庁などが出す資料ですと、提言はターゲットを結構明示化して分類して書いたりもしますので、あの辺も参考になればいいかなということと、今ユーチューバーの話が出てきましたけど、たしか東京都子供連携室のプロジェクトで、インフルエンサーを使って、子

どもの傷害予防をアピールする事業をお聞きした覚えがあるので、そうした事業とも連携ができるといいかなと思います。

○片岡部長 全体的にユーチューバーを使ってというようなことは、あちこちでそういったことはやっております、我々が関わるようなものも、今後出る予定です。製品安全のほうではないのですけども。消費生活部のほうで関わるものも、今後世の中に出て行くというような予定になっております。

○西田会長 ぜひ、いろんなチャンネルを、東京都さんもお持ちなので、これは大いに期待できる部分かなと思います。

そのほかございますか。

○川嶋特別委員 提言案のところの、安全性の面なんですけれども、安全性が低い商品の規制、今のところなんですけども、こういったものを要求性能を法令化して排除するものというの、どの程度本当に可能なのかなと。ハードルが相当私は高いようなふうに感じているんですけども、一つ例として挙げていただいていますけども、それがちょっと一つと、あと先ほど資料2のアンケート調査にありましたけれども、ヘルメットを購入している層は、自転車店が一番というのが確実な話だと思うんですが、その2番目に、それと同じぐらいの数がインターネットでの購入となっているので、そうすると、その辺のしっかりした商品説明だとか、規制的なものだとか、要はどの程度行き届くのかなと、売ってくださるほう側からのアプローチとして、しっかり説明できるのか。その辺が気になったところであります。

○西田会長 法令化の方向に関しては、提言として言うのは可能だと思いますので、ぜひ検討していただいて、次回、事務局から提言案をお示しできればというふうに思っています。十分ある方向かと思えます。

何かございますか。どうぞ、渡辺委員。

○渡辺特別委員 提言のところ、かぶり方とか選定の仕方とか、それは書いてありますけど、これは、いま着用率が低いので、こうやって進めていこうとありますけど、これから継続してやっていくのには、やはりアンケートのどこかにありました、点検というのは必要だと思うのですね。その点検というところは、購入者が購入してから3年とありますけど、3年の中でも外の紫外線にずっと浴びっ放しですと、劣化してきますので、何か点検に対する行為自体もできれば入れてほしいというのは思いました。

それと、いろんな東京都の中でもイベントをやると思いますが、若干話が脱線してしまい

ますが、例えば私は産業用のほうをメインでやっていますが、産業用の方では安全大会等を実施します。例として安全大会のときに、実際に着用してもらっているヘルメットを持ってきてもらいまして、実際に見たりするのです。そうしたら改造したり、いろいろするとNGだよということ自体を訴えたりしていますので、何かそういったイベントのときに、今使っているヘルメットについて点検してあげる。そこで、いいか悪いかを見分けるということも面白いかなと思います。

○西田会長 ありがとうございます。その辺りもぜひ盛り込んでいけたらと思います。検討いただければというふうに思います。

そのほかございますでしょうか。委員の皆様は、みんなヘルメットは、もう購入されたんですかね。ぜひ、購入いただいて、親がヘルメットをかぶっていると、子供もかぶるとい、そういうデータが海外では出ていますので、率先して、していただけるといいかなと思います。

そのほかございますか。柿山委員、お願いします。

○柿山特別委員 すみません、最後にひとこと。正しいかぶり方というのを、ぜひ警視庁さんと一緒に何か皆さんに訴える。かぶりましょうだけじゃなくて、もうその一歩先にいく「正しいかぶり方をしましょう」と。ポイントが三つあると我々紹介しているんですけども、それを警察の方からも言うていただくことが一番いいのかなというふうに思っています。じつは警察官の方も、「正しいかぶり方」が分かっているかとなったら、ひょっとしたら、まだ警察官の方にも周知できていないんじゃないか、というのはわたしたち工業会と、ヘルメットメーカーとしての反省点でもあるんですけど、その辺もぜひやっていければなと思っています。

以上です。

○西田会長 柿山委員、ありがとうございます。

それでは、最後に資料全体を通じて、ご意見がありましたらいただければと思いますが、ございますでしょうか。大丈夫そうですかね。

では、いろいろご意見をいただき本当にありがとうございました。

事務局には本日いただいた意見等を踏まえて提言を整理し、協議会報告書素案としてまとめいただくようお願いしたいと思います。

次に、報告書草案作成の今後の手順について、事務局からご説明をお願いします。

○今井主任 それでは、資料の8、今後の協議スケジュールをご覧ください。

今後事務局では、本日の会議内容を踏まえて、協議会の報告書素案を取りまとめてまいります。報告書は第1回の協議会で検討した資料と今回協議会の検討資料に本日いただいたご意見を反映させたものをお示しいたします。

今日、意見等が言えなかったという方もいらっしゃるかもしれませんので、何かありましたらメールでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員及び特別委員の皆様には、お忙しいところ恐縮ではございますが、事務局が取りまとめた報告書について、修正のご意見等をご連絡いただければ幸いです。

また、事務局でいただいたご意見を報告書に反映させた修正版を取りまとめた後、また再度ご確認ください。これらの作業をこれから進めてまいります。

第3回協議会は、1月後半から2月の上旬を予定しております。ここで素案についてご協議いただきます。協議会を踏まえて協議会の報告書をさらに修正し、ご確認ください。報告書を取りまとめてまいります。

3月頃に予定しております第4回協議会では、この報告書案を決定し、報告書を公表、プレス発表いたします。あとは、報告に基づき、消費者への注意喚起、関係する業界団体等や国への情報提供等と要望を行ってまいります。

会議日程につきましては1月、3月と忙しい時期でもございますので、また皆様のご都合を早めに伺った上で速やかに決定させていただきたいと思っております。どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

資料8、スケジュールの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○西田会長 はい、ありがとうございます。

ただいまの今後のスケジュール、それからその他ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

それでは、次回第3回協議会は、今ご説明ありましたけども1月下旬か2月上旬ということで行いたいと思います。次回は、報告書素案についてのご協議となります。先ほど事務局から説明がありましたけれども、次の協議会までに事務局が素案をまとめ、委員の皆様方にご確認をいただくことがありますので、ご協力ください。よろしくお願いいたします。

それでは、これで本日の議事は全て終了いたしました。少し、お時間は早いですが、ここまでとしたいと思います。ご協力ありがとうございました。

午後3時12分閉会